

# 守山市行政経営方針 実 施 計 画

平成 29 年（2017 年）3 月

守 山 市



## 目 次

### 行政経営の方針

職員一人ひとりが今やるべきことを認識し、将来の守山市を見据えた質の高い行政経営を目指します。

#### (1) 職員の能力を最大限発揮できる組織・人材運営

ア	職員の意識改革、人材育成に向けた取組の推進	1
イ	柔軟な行政運営に向けた組織・体制整備	3
ウ	職員がいきいきと働くことのできる職場作り	4
エ	定員適正化の徹底と給与管理	6
オ	コンプライアンスの徹底	7

#### (2) 質の高い行政経営に向けた効率的な業務運営

ア	スクラップアンドビルドの徹底	8
イ	I C Tの活用等による業務の効率化	9
ウ	民間活力活用の推進	11
エ	市政情報や本市の魅力の積極的な情報発信	12
オ	広域連携の推進（県や他自治体など）	14
カ	公営企業やその他外郭団体の経営基盤の強化	
	①上下水道事業の経営基盤強化	16
	②市民病院の経営基盤強化	18
	③その他外郭団体・出資団体の経営基盤強化	20

#### (3) 長期的な視点に立った適切な公共施設等の運営

ア	公共施設等総合管理計画の推進	21
---	----------------	----

#### (4) 将来の守山市を見据えた持続可能な財政運営

ア	歳入確保対策の積極的な推進	22
イ	地方公会計制度の整備促進	24
ウ	第四次財政改革プログラムの進捗管理	25

#### (5) 市民が主役のまちづくりに向けた市民協働の推進

ア	市民協働の推進	26
---	---------	----

行政経営方針の進行管理	28
-------------	----

(1)組織・人材運営	<b>推進項目</b>	ア 職員の意識改革、人材育成に向けた取組の推進
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		人事課、みらい政策課
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>		
<p>本市では、平成 17 年度に目指すべき職員像として、職員による『市民への約束』の実践に取り組んでいます。引き続き『市民への約束』の実践をするとともに、市民に寄り添った対応、質の高い行政サービスの提供に向け、職員の意識改革および意欲向上、能力開発等の人材育成に取り組む必要があります。</p>		
<b>2 計画期間中における取組み</b>		
<b>(1) 基本的な考え方</b>		
<p>時代の要請に的確に対応できる人材を育成するため、人材育成基本方針（平成 14 年策定）および平成 28 年度に新たに導入した人事評価制度に基づき、中長期的な視点で継続した職員の意識改革、資質・能力の向上を図り、市民に頼りにされる職員の育成に取り組めます。</p>		
<b>(2) 具体的な取組内容</b>		
<p>① <b>研修計画に基づく能力開発研修等の実施</b>          人材育成基本方針に基づき、自己啓発、職場研修、職場外研修を人材育成の3つの柱とし、様々な手法を用いた職員の能力開発に向けた研修計画を階層別に具体的に位置づけ、「行政」のプロとしての能力開発を全庁的に推進します。また、職員自身が自発的に職業キャリアをデザインし、ステップアップしていくことができるよう、自主研修の支援の充実に取り組めます。</p> <p>② <b>管理職のマネジメント能力向上研修の実施</b>          組織の中核的役割を担う幹部職員を対象に民間の経営感覚や組織マネジメントをテーマとした研修を実施し、意識改革を図ることにより、市職員全体の意識改革につなげます。</p> <p>③ <b>国・県・他の地方公共団体等との人材交流</b>          専門的な知識を習得し、政策形成能力や法務技能等を備えた人材を育成するため、国、県、他の地方公共団体等へ研修派遣を継続して実施するとともに、国、県等から職員の受入を行い、本市の企画機能などの強化を図ります。</p> <p>④ <b>職員提案の活性化</b>          事務事業の改善提案をはじめとする、職員提案を継続して実施し、組織内の幅広い知識の活用と、職務に対する意識高揚を図り、職員の政策形成能力の向上を図ります。</p> <p>⑤ <b>職員の資格取得助成制度</b>          職員の自己研鑽、能力開発など職員自らのやる気を積極的に後押し、国家資格等を取得することで業務の遂行能力を高め、市民サービスの向上を図ります。</p> <p>⑥ <b>新たな人事評価制度の構築</b>          職員の能力・業績の両面からの評価に基づく人事管理により、職員の個々の能力や実績を的確に把握してメリハリある給与処遇を実現し、公務能力向上と職員の意識改革に取り組めます。</p>		


<b>(3) 目標</b>						
<p>■「職員提案」提案件数 平成27年度 11件 → 毎年度 20件以上</p> <p>■新たな人事評価制度の実施 平成28年度から実施</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①研修計画に基づく能力開発研修等の実施	方針に基づく継続実施					
②管理職のマネジメント能力向上研修の実施	新たに実施					
③国・県・他の地方公共団体等との人材交流	継続実施					
④職員提案の活性化	毎年拡充策を検討しながら実施					
⑤職員の資格取得助成制度	継続実施					
⑥新たな人事評価制度の構築	新たに実施					

**市民への約束**

私たち守山市職員は、「常に市民から頼りにされる職員」をめざし、次の5つを市民のみなさまに約束します。

- 一、笑顔をもって、市民にわかりやすい説明をします。
- 一、市民との対話を大切にし、市民と共に考え行動します。
- 一、仕事に対する情熱を持ち続け、能力と資質の向上に努めます。
- 一、前例にとらわれず、前向きに挑戦し続けます。
- 一、コスト意識と経営感覚をもって、迅速に職務を遂行します。

（平成17年10月から実施）



(1)組織・人材運営	<b>推進項目</b>	イ 柔軟な行政運営に向けた組織・体制整備				
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		みらい政策課、人事課				
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>						
<p>地方分権の進展により自らの責任と判断が必要となる事務事業が増大するとともに、多種・多様化する住民ニーズに応えるべく、限られた人員を効率的に活用するため、機動的・弾力的な組織の編成と運用が求められています。これまで、重点的に取り組むべき新たな課題に対応できるよう、必要に応じて組織の新設、改廃を進めてきました。</p> <p>今後においても、組織体制については適宜見直しを行うとともに、より多様化・複雑化する行政課題へ対応していくため、部局横断的な組織づくりが必要となります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>市民にわかりやすい行政組織であることを基本に、新たな行政需要に的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織体制の整備に向け必要な見直しを行います。さらに、多様化・複雑化する行政課題に対して柔軟できめ細やかな対応ができるよう、部局横断的な組織連携の強化を図ります。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① 組織体制の見直し</b>						
<p>本市の重要課題や新たな行政課題への対応をはじめ、行政需要などを勘案し、組織の新設、改廃および適正な人員配置によって、最適な組織体制の整備を進めます。</p>						
<b>② 総合調整の推進</b>						
<p>庁内における部局横断的な組織連携を強化し、効率的な行政運営や事業の見直しを図るため、総合調整を推進します。</p>						
<b>③ 会議運営の効率化</b>						
<p>会議の統合・削減・省力化を適宜進めるとともに、会議資料の事前配布による会議時間の短縮、ペーパーレス化等により会議運営の効率化を推進します。</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 組織体制の見直し <span style="float: right;">毎年度実施</span></li> <li>■ 企画財政人事部局による総合調整機能の発揮 <span style="float: right;">補完会議、調整会議の開催</span></li> <li>■ 会議や委員会等の統合・削減・省力化や会議運営の効率化の実施</li> </ul>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 組織体制の見直し	毎年度実施					
② 総合調整の推進	実施方法検討		実施			
③ 会議運営の効率化	会議運営の見直し			実施		

(1)組織・人材運営	<b>推進項目</b>	ウ 職員がいきいきと働くことのできる職場づくり
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		人事課、人権政策課
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>		
<p>職員労働組合と協議を重ね、取りまとめた「職員のやる気向上への取組み」の実践の一つとして、所属長による適正な労務管理の一環として、朝礼・終礼の実施に取り組んでおりますが、質の高い行政サービスを的確かつ効率的に提供するためには、行政サービスの担い手である職員がその能力を十分に発揮できるよう、職員が心身ともに健康であることが大切です。そのためには、職員一人ひとりの仕事と家庭生活等との調和がとれたワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境の充実が必要です。</p> <p>また、市政のあらゆる分野において、女性の視点を政策に反映させることは大変重要であり、政策・方針決定過程への女性参画の拡大を図るため、女性職員が各職場でいきいきと活躍でき、また管理職として責任ある職務を担うことができる職場環境を整備する必要があります。</p>		
<b>2 計画期間中における取組み</b>		
<b>(1) 基本的な考え方</b>		
<p>職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、育児休業や年次有給休暇の取得しやすい環境づくり、男性職員の積極的な育児参加の奨励、超過勤務の縮減など、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。また、これまで以上に女性職員の職域拡大に努め、女性職員個々の能力、適性にあった計画的な育成を図り、管理職への登用を推進します。</p>		
<b>(2) 具体的な取組内容</b>		
<p>① <b>年次有給休暇の取得促進</b></p> <p>職場における年次有給休暇の取得しやすい雰囲気を醸成するとともに、職員の健康管理や公務の円滑な運営と行政サービスの向上を図るため、夏季集中休暇の取得推進等、年間を通じた年次有給休暇の取得促進を図ります。</p> <p>② <b>超過勤務の抑制</b></p> <p>毎週水曜日の健康促進デー（ノー残業デー）の徹底を図るとともに、各課における終礼実施や管理職による職員の時間外勤務内容の確認を行うことで、超過勤務の抑制に取り組みます。</p> <p>③ <b>男性職員の育児参加促進</b></p> <p>男性職員が出産後の配偶者を支援するための特別休暇（3日間）の取得や育児休業等の取得を推進し、男性職員が積極的に育児休業等を取得することができる職場環境の整備を推進します。</p> <p>④ <b>メンタルヘルス対策の推進</b></p> <p>セルフケアの一環として、全職員を対象としたメンタルヘルスの研修を実施するとともに、平成28年度からストレスチェックを実施することで、メンタルヘルス対策を推進します。また、保健師等による職員の健康相談を充実させ、安心して働ける職場環境の整備を推進します。</p> <p>⑤ <b>女性職員の活躍推進</b></p> <p>人材育成基本方針に基づき、中長期の視点に立って、幅広い業務経験を通じた人材育成に努めるとともに、研修等により多様な知識の習得やマネジメント能力の養成等、キャリアアップを支援します。また、育児休業後の復職不安を解消するため、フォロー研修やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改善等を通じて、いきいきと働くことのできる職場づくりを推進しま</p>		

す。


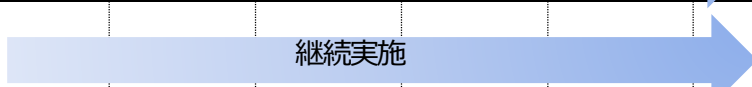
**(3) 目標**

- 年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数  
平成 27 年 7.7 日 → 平成 32 年 12.0 日
- 超過勤務の削減  
平成 27 年 21 時間/月 → 平成 32 年 20 時間以内/月
- 男性職員の育児休業等取得率  
育児休業等取得率 平成 27 年度 21.7% → 平成 32 年度 25%
- 女性の管理職登用  
平成27年19.7% → 平成32年30%以上

**3 具体的な取組内容とスケジュール**

取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①年次有給休暇の取得促進	継続実施					
②超過勤務の抑制	継続実施					
③男性職員の育児参加促進	継続実施					
④メンタルヘルス対策の推進	※平成 28 年よりストレスチェック開始					
⑤女性職員の活躍推進	方針に基づく各種取組み実施					



(1)組織・人材運営	<b>推進項目</b>	工 定員適正化の徹底と給与管理				
<b>主担当課・室 (関係する課)</b>		人事課、財政課				
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>						
<p>これまで数次にわたる定員適正化計画に基づく定員管理のもと、職員の新陳代謝を計画的に図ってきました。第4次定員適正化計画 (H28～32) では、中・長期的な視点のもと、本市の財政規律に十分留意しつつ、今後においても本市の担うべき事務事業に要する適正な職員数を確保することを念頭に、定員の適正化に取り組むこととしています。</p> <p>また、職員の給与については、これまでから人事院勧告を基本とするなか、給与制度の総合的見直しなど、必要な見直しを行ってきました。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>職員の定員管理については、第4次定員適正化計画に基づき、財政規律に留意しつつ、今後の業務量とのバランスを図るなか、適正な定員管理を行います。また、給与管理においては、人事院勧告を基本とするなか、適宜必要な見直しを行い、適正な給与管理を行います。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① 定員適正化の徹底</b>						
第4次定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に取り組みます。						
<b>② 適正な給与管理</b>						
人事院勧告を基本とし、給与管理の適正化を図ります。また、人材育成や職員のモチベーション向上を効果的に実現していくため、人事評価を公正に行い、その結果を給与処遇に反映します。						
<b>(3) 目標</b>						
<p>■適正な定員管理 (再任用、病院を除く) 平成27年4月1日職員数 480人 → 平成32年4月1日 502人</p> <p>■適正な給与管理 人事院勧告を基本とする適正な給与管理と公正な人事評価の実施</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①適正な定員管理						
②適正な給与管理						

(1)組織・人材運営	<b>推進項目</b>	オ コンプライアンスの徹底				
<b>主担当課・室 (関係する課)</b>		コンプライアンス室				
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>						
<p>コンプライアンス室、コンプライアンス推進本部を設置し、情報の共有、研修の実施のほか、各所属の係長級職員 1 名をコンプライアンス推進員として配置し、市職員の法令遵守意識の徹底を図るとともに、不正を許さない組織体質・風土を浸透させる取組が必要となります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>職員は、多様化する市民ニーズに的確に応え、公共の福祉と市政の発展のために、全体の奉仕者としてその責務を全うしなければなりません。このため、市民から信頼される職員を目指して、コンプライアンスの周知・徹底を図るとともに、不祥事の再発防止に向けて不断の取組を行います。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① コンプライアンス推進本部の開催</b>						
法令遵守に係る推進方策や不祥事の再発防止策の検討、情報共有を行います。						
<b>② 全庁的な研修の実施</b>						
各職場におけるコンプライアンス推進の中核となる管理職を対象とした研修を実施するとともに、職員全員を対象としたコンプライアンス研修（統一テーマ研修）を実施します。						
<b>(3) 目標</b>						
<b>① コンプライアンス推進本部の開催</b>						
法令遵守に係る推進方策や不祥事の再発防止策の検討、情報共有を行います。						
<b>② 全庁的な研修の実施</b>						
各職場におけるコンプライアンス推進の中核となる管理職を対象とした研修を実施するとともに、職員全員を対象としたコンプライアンス研修（統一テーマ研修）を実施します。						
<b>③ 入室禁止のパネル設置</b>						
全課のカウンターに利害関係者の入室を禁止するパネルを設置。						
<b>④ 倫理確保に関するガイドブックの作成</b>						
利害関係者の定義や禁止行為等をまとめた職員のためのガイドブックの作成。						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①コンプライアンス推進本部の開催	継続実施					
②全庁的な研修の取組	継続実施					

(2)業務運営	推進項目	ア スクラップアンドビルドの徹底				
主担当課・室 (関係する課)		みらい政策課、財政課、庁内各課				
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>						
<p>第5次行政改革大綱に基づき、事務事業評価や公募市民による公開外部評価を実施するなど、業務の効率化や仕事の省力化に取り組んできたものの、事業の廃止には至らないことが多く、事務事業の見直し作業自体の形骸化も見られます。また、地方分権の進展、多種・多様化する行政ニーズへの対応、法律・制度改正により業務負担が質・量とも年々増加していることから、行政評価手法を見直し、より一層の事業のスクラップアンドビルドを推進する必要があります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>これまでの行政改革による有効な取組・仕組みは今後も推進しつつ、行政評価手法の見直し等を実施するなど、事務・作業等の実施方法や継続の必要性について分析・検証してスクラップアンドビルドを徹底するよう仕組みを構築し、その成果を予算編成に反映します。なお、新たな行政評価の実施においては効率的な実施方法や受け手側の負担軽減等を十分検討することとします。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<p>① <b>新たな行政評価制度の構築・運営</b>          総合計画における実施計画のヒアリング、予算査定等と連携した事業評価の仕組みを構築し、事業のスクラップアンドビルドを推進します。</p> <p>② <b>行政改革委員会を活用した外部評価の導入</b>          市民・民間企業経営者・有識者等による外部評価を通じて事務事業の効率化・廃止の検討を推進します。</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<p>■行政評価の公表          事業を評価する仕組を構築し、事後検証等のPDCAを定着化することで、スクラップアンドビルドを推進します。</p> <p>■外部評価の導入          客観かつ多様な視点で行政評価を行い、より一層の公正性、透明性を確保するため、行政経営委員会を活用し、外部評価を推進します。</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①新たな行政評価制度の構築・運営	行政評価制度の構築・運営					
②行政改革委員会を活用した外部評価の導入	外部評価の導入					

(2)業務運営	推進項目	イ ICTの活用等による業務の効率化				
主担当課・室(関係する課)		総務課、市民課、情報政策課、庁内各課				
<b>1 現状と課題(これまでの取組を踏まえて)</b>						
<p>本市では、湖南4市(本市・草津市・栗東市・野洲市)および湖南市による、広域での自治体クラウド導入に取り組む等、ICT基盤の整備を進めています。市民の利便性向上と事務の効率化をより一層進めるために、今後もICT技術を利用したモバイル情報機器(スマートフォン、タブレット端末等)やソーシャルメディア(SNS、動画配信等)など、ICTの動向に注目するとともに、社会保障・税番号制度に基づく個人番号(マイナンバー)の導入に伴い、国や地方自治体等の間で個人情報の電子的な照会・提供の仕組みが導入され、各自治体でもマイナンバーカードを独自に利用した事務処理が可能になることから、有効な活用方法の検討を進める必要があります。</p> <p>また、限られた資源を有効活用するため、ICT活用のみならず、事務のあり方・手順等についても定期的に見直しを行う等、事業全体の効率化とコスト削減に取り組む必要があります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
自治体クラウドの導入をはじめとしたICT等の新たな技術やサービスを積極的に活用し、例えば証明書のコンビニ交付を検討するなど、行政サービスの充実による市民の利便性の向上、業務の効率化やコスト削減に取り組めます。また、外部のデータセンターの活用による業務継続性の確保やセキュリティ強化による安全性の向上にも取り組めます。						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① 自治体クラウドの推進(広域連携での取組)</b>						
自治体クラウドの導入を進め、平成29年度に新たな基幹系システムへ移行します。						
<b>② ICT技術を活用した行政サービスの推進</b>						
行政手続きの電子化等に向けて、各種証明書のコンビニ交付の導入を検討する等、行政手続きの電子化やペーパーレス化を推進します。						
<b>③ マイナンバーカードの普及推進と有効な活用方法の検討</b>						
マイナンバーカードの普及推進に取り組むとともに、行政サービスの利便性向上に向けて、有効な活用方法を検討します。						
<b>(3) 目標</b>						
●システム共同利用によるコスト削減率 平成26年-% → 平成32年30%削減						
●インターネット経由で行える申請等の数 平成26年 9 → 平成32年16						
●マイナンバーカード普及率 平成26年-% → 平成32年40%						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32

①自治体クラウドの推進	広域での調整推進・検討	新基幹系システム 導入
②ICT 技術を活用した 行政サービスの推進	継続実施	
③マイナンバーカード普及 推進と有効な活用方法 の検討	独自利用の検討	継続実施



(2)業務運営	推進項目	ウ 民間活力活用の推進				
主担当課・室（関係する課）		みらい政策課、財政課、総務課、庁内各課				
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>						
<p>市民サービスの向上と効率的な事業運営を目的として、事務の外部委託化や指定管理者制度への移行を進めてきました。</p> <p>外部委託化については、これまで小学校における給食調理業務等に導入してきたところですが、外部委託化の拡大にあたっては、長所、短所を総合的に比較し導入可能な事務がないか、特に民間と同種または類似した事務であって、民間委託の進んでいない事務の委託化を検証する必要があります。</p> <p>また、指定管理者制度については、これまで 30 施設の指定管理者制度への移行を進めてきました。公の施設の建設、管理運営に民間活力を活用する P P P / P F I について情報収集を行うとともに、引き続き、市民が安心して利用できる質の高いサービスを提供するため、公共施設等総合管理計画を勘案しつつ、公の施設のあり方や管理運営方法を見直していく必要があります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>民間が持つノウハウや技術を活用し、行政サービスの質の向上、コスト縮減、一時期に集中する行政需要への対応等の効果を上げるため、民間活力活用の積極的な推進を図ります。また、業務の外部委託化、指定管理者制度への移行後の実施状況に対する評価・検証を行います。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<p>① <b>事業の外部委託化の検討</b>            定型的な業務のほか、給与・旅費計算や財務会計事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、点検を実施して委託化の可能性を検討します。</p> <p>② <b>効率的な施設管理のあり方検討</b>            公共施設等総合管理計画と連携し、効率的な施設管理を図るため、民間活力の活用を検討します。</p> <p>③ <b>外部委託や指定管理者制度実施先のモニタリング</b>            既に制度を導入している先も含め、市が実施すべき事業か、民間の方が効率的な実施ができる事業かをはじめ、業務実態や民間活用の効果を毎年度分析・検証します。</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<p>■新たに委託した業務の種類      平成 26 年 4 → 平成 32 年 10</p> <p>■モニタリングの実施              毎年度実施</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①業務の外部委託化の検討	継続実施					
②効率的な施設管理のあり方検討	継続実施					
③外部委託および指定管理者制度実施先のモニタリング	継続実施					

(2)業務運営	<b>推進項目</b>	工 市政情報や本市の魅力の積極的な情報発信
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		みらい政策課、秘書広報課、危機管理課、情報政策課、商工観光課
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>		
<p>ホームページのリニューアル、広報誌の見直しやSNSの活用など、多様な媒体を活用し、市民に対してわかりやすい市政情報の発信に努めてきましたが、イベント周知、市民への啓発等に課題があります。</p> <p>また、本市ではふるさと納税制度の拡充や観光物産協会と連携し、本市の持つ豊かな自然や歴史・文化、産品などの魅力発信にこれまで取り組んできましたが、全国的な知名度を得るためには、今後市内だけでなく、市外に対しても積極的な情報発信が求められています。</p> <p>さらに、国では「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年7月策定）に基づき、ルール等の整備やデータ形式等の標準化が進められ、各府省が保有する公共データを横断的に検索できるデータカタログ（データ公開用の専用ポータルサイト）の運用が開始されており、同戦略では、地方公共団体にも主体的かつ積極的に取組を進めることが求められています。今後、庁内で保有するデータの利活用やオープンデータ化を進めるためには、ルールの統一や取組の推進を図る体制の検討が必要です。</p>		
<b>2 計画期間中における取組み</b>		
<b>(1) 基本的な考え方</b>		
<p>ホームページや広報誌等の広報媒体に、フェイスブックに代表されるSNSなどの双方向性を持つ媒体を組み合わせ、効果的な広報を行い、市民等が求める情報をわかりやすく、タイムリーに伝えるとともに、田園風景を始めとする豊かな自然、奥深い歴史・文化、地域の特性を活かした産品など本市の素晴らしい魅力を広く市内外に向けて発信していきます。また、オープンデータの取組についても、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査などにも留意して今後のあり方を検討します。</p>		
<b>(2) 具体的な取組内容</b>		
<p>① <b>効果的な情報発信</b>          広報誌等の既存媒体の質の向上を図るとともに、ホームページやフェイスブックを積極的に活用し、市民が必要とする情報をタイムリーに発信します。また、市民ニーズやSNS利用環境の変化を踏まえ、新たな情報発信方法の活用検討を適宜行います。</p> <p>② <b>本市の魅力発信</b>          本市の魅力を市内外に発信し、市内の方が「守山市に住んでよかった」「守山に住み続けたい」と感じ、市外の方からも「守山にいつてみたい」「守山に住みたい」と感じていただけるよう、商工会議所や観光物産協会等と連携を図り、情報発信とPRに取り組みます。</p> <p>③ <b>ふるさと納税制度を活用した守山市ファンの創出</b>          全国から守山市に興味をもってもらえる謝礼品やPR方法を検討するとともに、寄付金の有効な使い道を検討します。</p> <p>④ <b>データの利活用、オープンデータ化の検討</b>          庁内におけるデータの利活用に向けた体制とデータの整備、オープンデータ化に向けた検討を行います。</p>		

<b>(3) 目標</b>						
<p>■市民意識調査 「あなたにとって守山市はふるさととして愛着のある場所と言えますか」 平成 26 年度 64.7% → 平成 32 年度 80.0%</p> <p>■観光入込客数 平成 26 年度 1,165,900 人 → 平成 32 年度 1,256,000 人</p> <p>■ホームページのアクセス件数 平成 26 年 582,704 件 → 平成 32 年 700,000 件</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①効果的な情報発信	継続実施					
②本市の魅力発信	継続実施					
③ふるさと納税制度を活用した守山市ファンの創出	毎年拡充策の検討・実施					
④データの利活用、オープンデータ化の検討	オープンデータ化に対する検討実施					



(2)業務運営	推進項目	オ 広域連携の推進(県や他自治体など)				
主担当課・室(関係する課)		みらい政策課、情報政策課、庁内各課				
<b>1 現状と課題(これまでの取組を踏まえて)</b>						
<p>本市は、消防・救急医療の広域での取組や図書館を始めとする公共施設の共同利用のほか、現在も自治体クラウドの導入について湖南4市および湖南市と連携して取り組むなど、様々な行政課題に対して県や県内市町との広域連携による取組を進めてきました。</p> <p>また、市町だけでは解決できない諸課題に対しても、県市長会・近畿市長会をはじめ、国や県の予算施策に対する要望活動を実施してきましたが、今後も少子高齢化による人口減少等の社会環境の変化により、これまで以上に行政に対する需要が多様化・複雑化し、職員の事務負担や市の財政負担も増加することが見込まれることから、行政サービスの維持、向上を図りつつ、業務の効率化やコスト削減を進めるため、より一層広域行政を進展する必要があります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
自治体クラウドの導入による情報システムの共同利用など、広域での取組みを一層推進するほか、先行的に取組を行っている団体の事例研究や情報収集も行い、広域での取組によるスケールメリットを活用して、行政サービスの質の向上、業務効率化やコスト削減に積極的に取り組みます。また、本市の実情や課題を踏まえつつ、近隣市町との情報共有を密にし、国や県に対して行政課題解決に向けた政策提案を行います。						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<p>① <b>他の市町との連携推進</b> 行政サービスの維持、向上を図りつつ、業務の効率化やコスト削減を進めるため、広域でのスケールメリットを活用した取組の可能性を検討します。</p> <p>② <b>一部事務組合や広域行政協議会等のあり方検討</b> 既存の広域行政協議会等において、運営内容や自治体間の役割分担も含め、近隣自治体との今後の連携の有効なあり方を検討します。</p> <p>③ <b>国・県に対する提言や要望の実施</b> これまで以上に他の自治体との情報共有を行い、市町だけで解決できない行政課題や緊急的な課題対応が必要な場合は、他の市町との連携による取組み、政策提言や要望活動の実施を検討します。</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>●国への政策提案(近畿市長会要望) 年2回</li> <li>●県への政策提案(県市長会要望) 年1回</li> <li>●JR西日本への要望活動 年1回</li> </ul>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
他の市町との連携推進						

一部事務組合や広域行政協 議会等のあり方検討	
国・県に対する提言や要望の 実施	

(2)業務運営	推進項目	カ-① 上下水道事業の経営基盤強化
主担当課・室 (関係する課)		上下水道課、施設工務課
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>		
<p>【上水道事業】</p> <p>上水道事業は、平成 23 年度に事業経営の指針となる水道ビジョン、平成 25 年度に 3 年間の経営計画を策定し経営管理に努めています。また、建設改良事業の計画的実施に向け、平成 25 年度に管路施設耐震化改良計画、平成 26 年度に電気機械設備更新基本計画を策定しています。さらには積極的な業務の外部委託による経費の節減等に取り組んでいます。</p> <p>現在、平成 29 年度以降の次期経営計画（5 年間）の策定作業を進めており、短期的な財政収支を回りつつ、長期的視点では、有収水量や人口、新規加入者の減少により事業経営の主財源となる水道料金の減少が見込まれることから、設備や管路の老朽化や地震災害対策等に係る更新費用を安全・安心で安定的な給水に支障が出ないよう配慮しつつ平準化するとともに、水需要の減少に対応したダウンサイジングに計画的に取り組む必要があります。</p> <p>また建設改良や維持管理に必要な技術継承を図るため、人員の確保とともに経験を蓄積する従事期間の確保や I C T を活用した施設情報の把握体制の充実等を図る必要があります。</p> <p>さらに県事業から受水する用水単価が、施設の更新需要の増加とともに増加傾向であることから、関係市町とともに事業の必要性等を十分に協議し、その動向を注視する必要があります。</p> <p>【下水道事業】</p> <p>下水道事業は、県琵琶湖流域下水道事業として運営し、平成 23 年度に 5 年間の経営計画を策定し経営管理に努めています。さらに前回は引継ぎ、平成 28 年度より新たな速野ポンプ場やマンホールポンプの更新にかかる長寿命化事業計画を策定するとともに、平成 26 年度に総合地震対策事業計画を策定し、重要管渠の耐震化を図っていきます。</p> <p>また、資産や財務の状況をより正確に把握できる地方公営企業への移行を平成 28 年度に予定するとともに、現在、平成 29 年度以降の次期経営計画（5 年間）の策定作業を進めています。</p> <p>さらに 8 地区で実施する農業集落排水事業については、順次、公共下水道への接続を行い維持管理費の縮減を図る計画を進めています。</p> <p>今後においては、上水道と同様に需要の減少が見込まれることから、受益と負担の関係に配慮しつつ、長期的な施設等の更新需要の平準化を図るとともに、県事業における事業経費の動向を注視する必要があります。また、有収水量に現れない侵入水（不明水）が増加しており、県全体で関係市町と連携し原因究明と対策を進めていきます。</p>		
<b>2 計画期間中における取組み</b>		
<b>(1) 基本的な考え方</b>		
<p>水道事業に加え、平成28年度から下水道事業についても地方公営企業会計へ移行し、各事業の経営計画を基本として、信頼性の高い経営基盤の確立に向けて取り組むとともに、効果的・計画的な施設整備に向けて長期施設整備計画の策定を行うことで、施設の健全性や耐震性を確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図ります。また、関係市町と連携した技術継承や経費の削減にも取り組むほか、受益者の負担を増加させることなく事業が継続できる方策や将来的な事業の広域化につい</p>		

ても検討します。

**(2) 具体的な取組内容**

**① 上下水道事業の計画的な事業運営と進行管理**

水道事業における「守山市水道ビジョン」の策定や下水道事業の地方公営企業法への移行を着実に進めるとともに、上下水道事業の経営計画(H29～H33)を策定し、具体的な目標設定を行うなど、持続可能な事業運営に取り組みます。

**② 長期施設整備計画の策定**

公共施設等総合管理計画との整合を図るなか、上下水道管やポンプ設備など、長寿命化計画の見直しを行い、着実に計画を推進します。

**③ 適切な維持管理と効果的な施設整備の推進**

地図情報システムによる設備・管渠情報の把握体制の充実を図るとともに、適時・適切な点検整備等の維持管理を実施し、長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。また、重要度・優先度を踏まえた投資の平準化を計画する長期施設整備計画に基づき、老朽化や耐震化等に着実に対応し、安全・安心で安定した事業を次世代に引き継ぎます。

**④ 経営基盤の強化**

効果的な外部の技術の活用、国県補助金の活用などにより一層の経営合理化を進めるとともに、県や関係市町との連携強化による効率化の方策を検討します。また将来において事業の状況に即した自主財源の適正化を図る方策を検討します。

**(3) 目標**

■上水道 耐震化率

平成 26 年 36.5% → 平成 32 年 38.8%

■下水道 水洗化率

平成 26 年 96.6% → 平成 32 年 97.0%

**3 具体的なスケジュール**

取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 上下水道事業の計画的な事業運営と進行管理	次期経営計画策定	目標管理・進捗管理				
② 長期施設整備計画の策定（上段：長寿命化計画、下段：総合地震）	旧計画	新計画				次期計画
③ 適切な維持管理と効果的な施設整備の推進	.....					
④ 経営基盤の強化	.....					

(2)業務運営	推進項目	カ-② 市民病院の経営基盤強化
主担当課・室 (関係する課)		市民病院
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>		
<p>市民病院では、市民が安全・安心に暮らせるよう、地域に根ざした利用しやすい身近な基幹病院として、救急医療、一般・療養医療、在宅支援などを担うとともに、急性期病院や地域の医療機関、施設からの患者受入など、後方支援病院としての役割を果たしています。</p> <p>経営面については、依然として厳しい状況が続いており、近年では、国の医療費抑制政策や深刻な医師不足が進み、また、予防医学の発達や長期投薬などの影響から外来患者数も年々減少するなど、極めて厳しい経営環境であります。平成 28 年度に策定する「守山市民病院新改革プラン」において、病床稼働率向上や透析患者の確保など、引き続き一層の収益増加に向け取り組むとともに、人件費をはじめとする費用の削減を積極的に行い、健全経営に取り組めます。</p> <p>また、隣接する県立成人病センターや近隣の病院、地域医療機関との病病診連携につきましても、更に強化するなか、より質の高い医療の提供を目指し病院運営に取り組んでいきます。</p>		
<b>2 計画期間中における取組み</b>		
<b>(1) 基本的な考え方</b>		
<p>持続可能な病院事業の運営に向けた新病院改革プランの策定に取り組むとともに、国の医療政策における進むべき方向性に柔軟に対応しつつ、地域完結型医療を目指すなかにおいて、市民病院が果たすべき役割をしっかりと担える病院経営を目指します。</p>		
<b>(2) 具体的な取組内容</b>		
<p><b>①地域完結型医療の推進</b></p> <p><b>ア) 病病診連携の推進</b></p> <p>地域医療機関との連携について、診療分担や機能分化等を推進するとともに、後方支援病院として、地域の医療機関から必要とされる医療提供の推進に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人病センターとの医療連携の確実な推進</li> <li>・開放型病床の更なる稼働率の向上 (登録医への利用促進および新規開業医への登録に向けた営業活動)</li> <li>・在宅支援登録患者の拡大</li> </ul> <p><b>イ) ICT 活用による効率的な診療連携を目指す</b></p> <p>診療情報を迅速かつ的確に提供するため、「びわこメディカルネット」や「淡海あさがおネット」を活用し、患者の診療情報の提供を推進する。</p> <p><b>②経営の健全化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急患者の確実な受入れと病病診連携等による紹介・逆紹介患者の増加に向けた連携強化とともに、小児救急や透析医療など特色ある診療の更なる充実に取り組む。</li> </ul> <p>ア) 経常収支比率 100%以上</p> <p>イ) 病床稼働率 全体：87% (一般病棟：83% 療養病棟：93%) &lt;必ず達成する&gt;</p> <p>ウ) 常勤医師の確保</p> <p>エ) 病病診連携による紹介・逆紹介の更なる推進と患者増</p> <p>オ) 特色ある診療科の強化 (透析等)</p>		



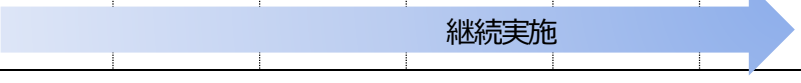
<b>(3) 目標</b>						
<p>■ 経常収支率 平成 29 年 100% → 平成 32 年 100%</p> <p>■ 病床稼働率 平成 29 年 87% → 平成 32 年 88%</p> <p>全体 87%                      全体 88%</p> <p>一般病棟 83%                      一般病棟 85%</p> <p>療養病棟 93%                      療養病棟 93%</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 地域完結型医療の推進	策定		実施・評価・進捗管理			
② 経営の健全化に向けた取組	継続実施					

(2)業務運営	<b>推進項目</b>	カー③ その他外郭団体・出資団体の経営基盤強化				
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		みらい政策課、総務課、財政課、庁内関係課				
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>						
<p>本市には、土地開発公社をはじめとする出資団体が存在し、これまで、各団体が公的な活動の担い手としてその役割を十分に発揮し、市民が信頼できるサービスの提供がなされるよう、業務運営のあり方に対する助言・情報提供や人的・財政的な支援を行ってきました。今後も市民にとってより効果的で効率的な公共サービスを提供していくため、各団体の自主性や主体性を尊重しつつ、独立採算を基本とした経営基盤の確立がなされるよう、各団体が抱える課題を分析・把握し、市の関与のあり方について検討する必要があります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>土地開発公社においては、今後も公共事業用地の先行取得による市の事業の円滑な推進を図るとともに、未利用地の有効活用や長期保有土地処分の推進など経営健全化計画に基づく経営基盤強化に努めます。その他出資団体についても、引き続き経営の健全化が進むよう積極的に情報提供を行うなど、市の関与のあり方等について検討します。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① 守山市土地開発公社の経営基盤強化</b>						
<p>公共事業用地の先行取得による市の事業の円滑な推進を図るとともに、未利用地の有効活用や長期保有土地処分の推進など経営健全化計画に基づく経営基盤強化に努めます。</p>						
<b>② (財)守山市文化体育振興事業団、その他の出資団体の経営基盤強化</b>						
<p>※他、(財)守山野洲市民交流プラザ、(財)守山野洲勤労福祉サービスセンターなど 各出資団体の課題に対して出資者として対処するとともに本市の人的・財政的な支援に過度に依存することなく独立採算を基本とした自主経営がなされるよう積極的な情報提供を行います。</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<p>■土地開発公社の経営健全化計画終了後の健全化水準値達成 標準財政規模に対する債務保証等対象土地の年度末簿価総額 平成 27 年度 0.16 → 平成 29 年度 0.12（健全化水準 0.2 以下） 標準財政規模に対する保有期間が 5 年以上である債務保証等対象土地の年度末簿価総額 平成 27 年度 0.1 → 平成 29 年度 0.09（健全化水準 0.1 以下）</p> <p>■各団体の健全な経営基盤の確立</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 守山市土地開発公社の経営基盤強化						
② (財)守山市文化体育振興事業団、その他の出資団体の経営基盤強化						

(3)公共施設等の運営	<b>推進項目</b>	ア 公共施設等総合管理計画の推進				
<b>主担当課・室 (関係する課)</b>		みらい政策課、建築課、財政課、総務課				
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>						
<p>本市は、これまで公共施設の有効な活用を進めてきましたが、一方で公共施設の老朽化が進行しており、財政上および施設管理上の重要な課題となっています。こうした中、平成26年4月の総務省要請を踏まえ、平成26年度に「守山市公共施設白書」を、平成27年度に「公共施設等総合管理計画」を策定しました。</p> <p>今後、計画を着実に推進するため、庁内の統一的な方針・体制づくりを進めるとともに、この計画を基本とした各施設の長寿命化計画を策定し、将来にわたって持続可能な公共施設の管理・運営が必要です。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>今後の財政状況や人口動態の変化等を踏まえ、予防保全の導入による公共建築物の適切な維持保全、施設の集約化・複合化による機能集約、また新たな行政需要への対応など効果的・効率的な公共施設等の維持管理に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、本市の保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① 公共施設等総合管理計画の運用</b>						
<p>計画の総合的かつ計画的な管理を図るため、部門横断的な庁内組織を設置し、全庁的な情報共有や協議、決定する仕組みを構築するとともに、公共建築物点検マニュアルの着実な活用等に向け、全庁的なスキル向上や施設管理に対するノウハウの共有・蓄積を図ることにより、施設の適切かつ効果的な管理を推進します。なお、取組期間内においても、本市の公共施設管理や財政状況などを取巻く環境の変化や施設整備・管理手法の変化が生じた場合には、適宜計画を見直すこととします。</p>						
<b>② 公共建築物、インフラ施設等の個別計画の策定</b>						
<p>施設分野ごとの個別施設計画を策定し、ファシリティマネジメントやアセットマネジメントの取組を推進することにより、財政負担の平準化や公共施設等の最適配置等を推進します</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設等総合管理計画による計画的な運用</li> <li>■ 平成 29 年度までの個別計画策定完了 (インフラ設備、上下水道など)</li> </ul>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 公共施設等総合管理計画の運用	計画的な運用実施 					
② 公共建築物、インフラ施設等の個別計画の策定	検討・策定 		実施 			



(4)財政運営	<b>推進項目</b>	ア 歳入確保対策の積極的な推進				
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		商工観光課、税務課、納税課、財政課、庁内各課				
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>						
<p>市税や保険料、水道料金などの未収金の収納対策については、所管課による納付交渉や催告、債権徴収特命チームによる差押や強制執行などの滞納処分によって、収納率の向上と未収済額の圧縮に努めてきました。今後の社会経済情勢の変化などによっては、未収金の増加による収納率の低下が懸念されることから、適正な債権管理・回収を推進し、また職員の知識・スキルの向上やノウハウの蓄積・継承がしっかりと行えるような体制づくりも含め、収納対策の強化を図っていくことが必要となります。</p> <p>さらに、本市では、これまでから既存の地域企業の支援はもとより積極的な企業誘致活動を行ってきましたが、将来に向けた安定的な財源確保や財政健全化を図るため、本市の将来の経済情勢を見据えた積極的な税収確保対策が必要となります。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>市民負担の公平性の確保を基本に、各種債権の徴収率の向上や債権徴収特命チームによる税外未収金対策の推進等に取り組むとともに、適切な債権管理を行うため、職員の専門知識・スキルの向上に取り組みます。また、地域経済の活性化に向けた企業誘致の推進や起業・創業の促進など、積極的な歳入確保に取り組めます。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<p>① 各種債権の徴収率の向上          ② 財産差押や搜索・公売等滞納処分の強化          ③ 効果的な催告実施と口座振替促進による滞納増加の解消対策          ④ 個人住民税に係る特別徴収義務者の強制指定          ⑤ 固定資産税（償却資産）の税務調査          ⑥ 積極的な企業誘致の推進</p>						
<b>(3) 目標</b>						
<p>■各種債権収納率の向上 市税の徴収率 94.5%以上          ■誘致した企業数の増加 平成 27 年度 0 件 → 平成 32 年度 3 件</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①各種債権の徴収率の向上	→ 継続実施					
②財産差し押さえや搜索・公売等滞納処分の強化	→ 継続実施					
③効果的な催告実施と口座振替促進による滞納増加の解消対策	→ 継続実施					

④個人住民税に係る特別徴収義務者の強制指定	
⑤固定資産税（償却資産）の税務調査	
⑥積極的な企業誘致の推進	

(4)財政運営	<b>推進項目</b>	イ 地方公会計制度の整備促進
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		財政課、総務課

**1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）**

依然として厳しい地方財政状況など、地方公共団体における経営資源の制約が強まる一方で、今後も少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、質の高い公共サービスを引き続き提供するため、持続可能な行財政の経営基盤整備が必要となります。しかしながら、現在の地方公共団体の公会計制度は、単式簿記、現金主義会計であり、現金の移動については、厳密に管理されていますが、現金以外の資産（市の所有する土地や建物等）や負債（地方債等のいわゆる借金）の情報（ストック情報）が蓄積されておらず、また、現金以外の情報である、見えにくい費用（コスト）、例えば減価償却費や退職手当引当金などの非現金情報が会計に計上されず、行政サービスに要した総費用の情報（コスト情報）が把握しにくくなっています。

今後においては、市民にわかりやすい市役所づくりの観点からも、本市の経営状況に対する説明責任をしっかりと果たしていくため、会計制度の整備を検討していく必要があります。

**2 計画期間中における取組み**

**(1) 基本的な考え方**

本市の財務状況と経営成績を、適切かつ適時に市民や議会に開示することで、本市の説明責任を果たすとともに、経営管理において複式簿記・発生主義を導入することで予算と決算の改革を行い、また正確なコスト分析による事業評価を行うなど、将来にわたって持続可能な財政基盤確立と予算編成に努めます。

**(2) 具体的な取組内容**

- ① 固定資産台帳の整備  
平成 28 年度内に整備
- ② 新公会計制度に基づくシステム導入  
平成 28 年度内に導入
- ③ 新公会計制度による守山市財務諸表の作成・公表  
平成 29 年度内に平成 28 年度決算書類を公表（以降、継続実施）

**(3) 目標**

■平成 29 年度末までの新公会計制度による財務諸表の公表

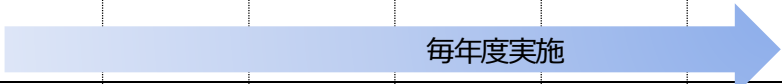
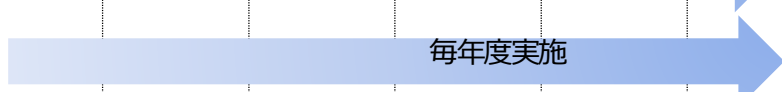
**3 具体的な取組内容とスケジュール**

取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①固定資産台帳の整備		作成	更新	更新	更新	更新
② システム導入		導入				
③ 財務諸表の作成・公表			作成	公表	継続実施	

(4)財政運営	<b>推進項目</b>	ウ 第四次財政改革プログラムの進捗管理																				
<b>主担当課・室 (関係する課)</b>		財政課、庁内各課																				
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>																						
<p>本市は、全国的には珍しく人口が増加傾向にあることから、個人市民税や固定資産税による税収が比較的堅調に推移してきました。しかしながら、高齢化の流れは本市も例外ではなく、福祉施策にかかる費用は増加の一途を辿っている状況であるとともに、待機児童対策などの子育て支援にかかる費用についても増加傾向にあるなか、公共施設にかかる維持管理経費の増加や、施設の老朽化対策が課題となっています。特に最重要課題であるごみ処理施設である環境センターの更新や喫緊の課題である市役所庁舎の建替えが控えており、今後本市の財政運営に影響を及ぼすことは必至です。</p> <p>こうした認識のなか、第5次守山市総合計画の実現のため、中長期的な視点を踏まえた財政推計から導き出される財源不足等の解消に向けて庁内一丸となって取り組み、今後においても安定した財政基盤を維持し続け、自立した財政を運営していくための指針として、平成27年度に第4次財政改革プログラムを策定しました。</p>																						
<b>2 計画期間中における取組み</b>																						
<b>(1) 基本的な考え方</b>																						
<p>第4次守山市財政改革プログラムの基本理念である「自立した地方行政の推進」「効率的な行政運営と安定した財政基盤の継続」「施策の重点化と事業の改善」を柱として、費用対効果の観点から最小の経費で最大の効果を発揮できるよう徹底した経費節減に努めるとともに、各指標管理を着実にを行うことで、効果的で効率的な行政運営に取り組みます。</p>																						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>																						
<b>① 第4次財政改革プログラムの着実な実行</b>																						
<p>第4次財政改革プログラムにおける財政推計では5年間で33億円財源不足を見込んでいることから、プログラムの着実な実行による計画中(平成28年度から平成32年度)における収支の黒字化に取り組みます。</p>																						
<b>(3) 目標</b>																						
<p>■第4次財政改革プログラムにおける行動計画(目標設定)</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費比率</td> <td>17.6%以内</td> <td>経常収支比率</td> <td>91.8%以内</td> </tr> <tr> <td>市税の収納率</td> <td>94.5%以上</td> <td>投資的経費上限</td> <td>264億円</td> </tr> <tr> <td>投資的地方債の発行上限</td> <td>109.8億円</td> <td>投資的一般財源上限</td> <td>38.2億円</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>7.1%以内</td> <td>将来負担比率</td> <td>53.1%以内</td> </tr> </table>							人件費比率	17.6%以内	経常収支比率	91.8%以内	市税の収納率	94.5%以上	投資的経費上限	264億円	投資的地方債の発行上限	109.8億円	投資的一般財源上限	38.2億円	実質公債費比率	7.1%以内	将来負担比率	53.1%以内
人件費比率	17.6%以内	経常収支比率	91.8%以内																			
市税の収納率	94.5%以上	投資的経費上限	264億円																			
投資的地方債の発行上限	109.8億円	投資的一般財源上限	38.2億円																			
実質公債費比率	7.1%以内	将来負担比率	53.1%以内																			
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>																						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32																
① 第4次財政改革プログラムの着実な推進	第4次策定	進捗管理				次期計画策定																

(5)市民協働の推進	<b>推進項目</b>	ア 市民協働の推進
<b>主担当課・室 (関係する課)</b>		市民協働課、庁内各課
<b>1 現状と課題 (これまでの取組を踏まえて)</b>		
<p>本市では、守山市市民参加と協働のまちづくり条例を制定する中、「住みやすさ日本一が実感できるまち 守山」の実現に向けて、市民参加と協働のまちづくりの推進を図っておりますが、人口増加に伴う市民ニーズの多様などにより、地域コミュニティを維持していくうえで、今後さらなる市民の方々の公益活動や市民参画の必要性が高まってきております。</p> <p>そうしたことから、守山市市民参加と協働のまちづくり推進会議からいただいた「まちづくりの仕組みの充実」および「身近な話し合いから守山が変わる」に関する提言書に基づき、庁内推進本部を中心に提言の具現化に向けた取り組みを進めてまいりました。</p> <p>職員に対しては、平成 27 年度に策定した市民参画方法運用マニュアルの説明会を開催し、職員の理解を深めました。</p> <p>また、市民の皆さまの幸せに対する実感や日常生活への思い、守山市やお住いの地域に対する考えを伺い、活用するため、平成 28 年 3 月に「住みやすさ指標」を策定しました。</p> <p>今後においては、自助・共助・公助の連携をより一層深めるとともに、まちづくりに関わっていただく活動人口を増やしていく必要があります。</p>		
<b>2 計画期間中における取組み</b>		
<b>(1) 基本的な考え方</b>		
<p>市民参画方法の基本的な考え方や手順等を具体的に定めた市民参画方法運用マニュアルを用いて、市民参画方法の実施について職員の理解を深めるとともに、効果的かつ効率的な運用を図り、市の施策がより一層市民の声を反映したものになるよう取り組みます。</p>		
<b>(2) 具体的な取組内容</b>		
<p>① <b>住みやすさ指標の活用</b></p> <p>市民の主観的な評価を図るため、アンケート等の調査を定期的におこない、市民の住みやすさ実感を把握するとともに、結果の分析等を行い、市民ニーズの的確な把握に努めます。</p> <p>② <b>市民参画制度の運用</b></p> <p>パブリックコメント、市民説明会、市民アンケート等に加え、平成 26 年度に創設した市民懇談会制度を活用し、市民参画の機会の充実を図っております。</p> <p>③ <b>新たな市民参画制度の検討</b></p> <p>自主的にまちづくりに関わる市民を増やすため、より多くの市民が参画できる仕組みづくりを検討します。</p>		
<b>(3) 目標</b>		
<p>■市民意識調査 「あなたはまちづくり活動に積極的に参加したいと思いますか」</p> <p>平成 26 年度 26.4% → 平成 32 年度 35%</p>		

3 具体的な取組内容とスケジュール						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
①住みやすさ指標の活用	策定	アンケート 実施・分析		アンケート 実施・分析		アンケート 実施・分析
②市民参画制度の運用	継続実施					
③新たな市民参画制度の検討	検討					

—	<b>推進項目</b>	守山市行政経営方針全体の進捗管理				
<b>主担当課・室（関係する課）</b>		みらい政策課				
<b>1 現状と課題（これまでの取組を踏まえて）</b>						
<p>本市における総合計画の着実な推進を行財政運営の観点から下支えするため、平成 27 年度に守山市行政経営方針を策定しました。取組項目ごとに実施計画をまとめたことから、今後はその着実な推進が必要です。</p>						
<b>2 計画期間中における取組み</b>						
<b>(1) 基本的な考え方</b>						
<p>今回策定した守山市行政経営方針の着実な推進を図るため、実施計画に基づいて進捗状況、成果、課題および次年度に向けた方針を毎年度管理し、市民に対してわかりやすく情報発信を行います。また、主要な取組項目については、外部有識者を交えて構成された守山市行政経営改革委員会において、課題の検証だけでなく、より有効な手法の検討を行うことで、効果的かつ効率的な実施計画の推進を行います。</p> <p>なお、取組の期間内においても、本市の行政経営を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は、適宜見直します。</p>						
<b>(2) 具体的な取組内容</b>						
<b>① 取組の進捗状況把握</b>						
行政経営方針に基づき、各年度の取組目標達成に向け、取組の進捗状況をモニタリングします。進捗に遅れが見られる場合は、課題の検証を行う等、適切な進行管理を行います。						
<b>② 行政経営改革委員会における評価および検討</b>						
取組の進捗状況は、行政経営改革委員会に毎年度報告するものとし、各分野の有識者による客観的な視点による評価を通じて課題を分析するとともに、多様な発想を活かして効果的な取組手法の検討を行います。						
<b>③ 市民への取組状況報告</b>						
取組の進捗状況や行政経営改革委員会の検討内容など、行政経営方針による取組をホームページや広報誌等により公開し、市民にわかりやすく情報発信を行います。						
<b>(3) 目標</b>						
<p>●各実施計画における取組項目ごとの目標達成 平成 32 年度末時点 100%</p>						
<b>3 具体的な取組内容とスケジュール</b>						
取組内容	H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 取組の進捗状況把握						
② 行政改革経営委員会における評価および検討						
③ 市民への取組状況報告	